

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に係る意見募集結果について

令和6年8月21日  
原子力安全対策課

原子力防災訓練の教訓や県の取組み、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案を作成し、このたびパブリックコメントを実施しました。

- 1 意見募集の期間 7月25日（木）から8月7日（水）まで
- 2 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所等の県関係機関及び市町村役場窓口等にて意見募集
- 3 意見総数（応募者数） 1件（1名）
- 4 意見等の内容とそれに対する県の考え方

【鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）に対する意見】

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
1	<p><b>【複合災害への対応について】</b> 津波被害で一部道路制限の事故想定では無く、複合災害のある最悪の状態を事故想定を行うべきである。（津波だけが蓋然性が高いわけではない） 「第3章実施要領 第11節 複合災害時による避難」のような自然災害を全て考慮した被害想定をすべきである。 宍道（鹿島）断層（39km）での被害想定では液状化が発生するおそれがあり、車の通行が阻害される。津波の被害では岸壁が使用不能の上に流木・瓦礫等で船が接岸できなくなり船舶による避難が困難となる。大雪では、交通障害もあるが汚染された積雪上を避難しなければならない。 上述の現象が同時に起きても対処可能な最悪のシナリオを想定し、的確に住民避難を履行できるように計画すべきである。</p>	<p>本計画は、原子力災害と地震や津波、大雪などといった自然災害が同時に発生する複合災害を想定して策定しています。 複合災害が発生した場合は、まずは人命の安全を第一とし、自然災害に対する避難行動を取り、その安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動を取るとしており、不測の事態においては、自衛隊等の実動組織による陸路・海路・空路による支援を受けながら、被災状況に応じて屋内退避又は避難を実施することとしています。 引き続き複合的な事態に対して迅速かつ同時並行的に対処できるよう、今後も実動組織等の防災関係機関と連携した防災訓練等を重ねながら、計画の更なる実効性向上を図ってまいります。</p>

5 今後の予定

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案については、9月に開催する鳥取県防災会議において審議・決定される予定です。